

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する時間が3時間に満たない場合は、支給しない。

理 事 5, 0 0 0円

監 事 5, 0 0 0円

評議員 5, 0 0 0円

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。ただし、その額が3, 0 0 0円に満たないときは、支給しない。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。